

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成27年11月4日

付議事項提出部局		総務部収税課	
該当する審議事項		(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	平成27年度税制改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正について		
付議事項の概要	<p>1 地方税における猶予制度の見直しに伴い、新たに条例で定める事項について</p> <p>地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ確かな納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しがなされ、換価の猶予に係る申請期限などの一定事項について、地方団体の条例で定めるしくみとされたことから、市税条例の一部を改正するものである。</p> <p>なお、平成26年度には国税において猶予制度の見直しが行われたが、本市において条例を定めるに当たり、国税の基準を緩和する又は強化する特別な事情がないことから、国税の基準に準拠する規定とする。</p> <p>(平成28年4月1日から施行)</p>		
	徴収猶予		換価の猶予
	区分	条例で定める事項	
	猶予の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予期間内において合理的かつ妥当なものに分割して納付させる。 ・ 納期ごとの金額を定める。 	
	申請書記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付することができない事情 ・ 猶予を受ける金額、期間 ・ 分割納付の期限及び金額 ・ 担保内容（提供する場合） 	
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実を証する書類 ・ 財産目録 ・ 収支状況 ・ 担保に関する書類（提供する場合） 	
担保	担保を徴さない場合は、金額100万円以下、猶予期間が3ヶ月以内又は特別な事情がある場合		
区分	条例で定める事項		
猶予の方法	<p>[職権又は申請のいずれの場合も]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予期間内に分割して納付させる。 ・ 納期ごとの金額を定める。 		
申請期限	6ヶ月以内		
申請書記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付することができない事情 ・ 猶予を受ける金額、期間 ・ 分割納付の期限及び金額 ・ 担保内容（提供する場合） 		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産目録 ・ 収支状況 ・ 担保に関する書類（提供する場合） 		
担保	<p>[職権又は申請のいずれの場合も]</p> <p>担保を徴さない場合は、金額100万円以下、猶予期間が3ヶ月以内又は特別な事情がある場合</p>		
審議の論点	○地方税における猶予制度の見直しに伴い、国基準に準拠し条例を改正することの是非について。		
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <p>○12月定例会に伊勢市市税条例の一部改正案を提出予定。</p> <p>○三重県内全14市で構成される三重都市徴収事務連絡協議会の作業部会においては、国税の基準に準拠する内容で条例改正を行うことで、意思統一が図られているものである。</p>		
関係資料の有無（○をする）		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成27年11月4日

付議事項提出部局	環境生活部市民交流課												
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項												
件名	自治会コミュニティ放送整備補助事業の継続について												
付議事項の概要	<p>○防災行政無線のデジタル化整備により一部地域で使用してきた戸別受信機が平成25年度末で廃止となったことから、その代替措置として自治会コミュニティ放送の整備に関して、25年度から27年度までの時限立法として補助制度を実施してきた。</p> <p>○この3年間で、補助金は27年度までと周知してきた。</p> <p>○平成27年10月5日付で、小俣町自治区連絡協議会から補助制度の継続の実施についての要望書が提出されている。</p> <p>○今後、他地区からも制度継続の要望があると考えられる。</p> <p>○コミュニティの活性化を図っていくため、自治会集会所建設補助金と同様、必要な制度と考える。</p>												
審議の論点	<p>○補助制度を継続し、補助率は下記のとおりとしてよいか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度～27年度</th> <th>平成28年度～30年度</th> <th>平成31年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規整備</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">整備費の3分の2</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">整備費の2分の1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">30年度に検証し地域の要望等も含め検討する</td> </tr> <tr> <td>追加整備</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">整備費の3分の2</td> </tr> </tbody> </table>				平成25年度～27年度	平成28年度～30年度	平成31年度以降	新規整備	整備費の3分の2	整備費の2分の1	30年度に検証し地域の要望等も含め検討する	追加整備	整備費の3分の2
	平成25年度～27年度	平成28年度～30年度	平成31年度以降										
新規整備	整備費の3分の2	整備費の2分の1	30年度に検証し地域の要望等も含め検討する										
追加整備		整備費の3分の2											
参考	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <p>平成27年10月19日調整会議 自治会コミュニティ放送設備整備事業の継続について</p>												
関係資料の有無 (○をする)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無												

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成27年11月4日

付議事項提出部局	情報戦略局 情報調査室	
該当する審議事項	(1) 市政の基本方針に関する事項	
件名	伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について	
付議事項の概要	<p>平成26年4月に総務省から各自治体に対して、今後の公共施設等の戦略的な管理方針等を定めた公共施設等総合管理計画の策定が要請されるとともに、「策定にあたっての指針」が出された。</p> <p>そのことから、これまでの本市における公共施設マネジメント事業の取組みを踏まえ、総務省の指針に基づき、本計画を策定していくこととした。</p> <p>素案策定後、平成26年10月24日の経営戦略会議に付議したところ、策定にあたっては、市民に意見を聴きながら進めていく必要があるとのことから、策定の進め方を見直すこととした。</p> <p>経営戦略会議の意見を受け、平成27年2月に外部委員7名で構成される伊勢市公共施設等総合管理計画検討委員会を設置し、これまで計6回検討委員会を開催し、意見をいただきながら策定を進めてきた。</p> <p>経営戦略会議において内容の審議を行い、その後、12月議会前の常任委員協議会へ素案を報告し、パブリックコメント及び住民説明会（計4回を予定）の実施を経て、今年度中に策定を完了する予定である。</p>	
審議の論点	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理に関する基本的な考え方が適切かどうか。 ・本計画策定後に構築する全庁的な取組体制が適切かどうか。 ・施設類型ごとの管理に関する基本的な方針が適切かどうか。 	
参考事項	<p>H24.8 伊勢市公共施設マネジメント白書発行</p> <p>H26.2 講演会「朽ちるインフラ」開催（東洋大学根本教授）</p>	
関係資料の有無（○をする）	<p style="text-align: center;">(有) ・ 無</p>	